

# 診療データの審査における活用の現状等 について

令和2年12月24日

# レセプトに添付する資料(現行)について

## 厚生労働省令等により添付する資料

- 電子レセプト又は書面による請求の場合
  - 医科35万点以上・歯科20万点以上の場合 **<症状詳記>**  
患者の主たる疾患(合併症を含む。)の診断根拠となった臨床症状、その診察・検査所見及び実施された診療行為(手術、処置、薬物治療等)の必要性並びにこれらの経過について、担当医が記載したもの
  
  - 医科・歯科100万点以上の場合 **<症状詳記>**  
次に掲げる薬剤及び処置に係る症状等について、担当医が別に記載したもの
    - ① 薬剤関係  
血栓溶解剤、遺伝子組替え製剤、人免疫グロブリン製剤、人血清アルブミン製剤・血漿蛋白製剤、乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ製剤、プロスタグランディン製剤、新鮮凍結人血漿、抗生物質製剤
    - ② 処置関係  
血漿交換療法、吸着式血液浄化法、人工腎臓
  
  - 症状詳記の添付を必要とする診療行為等(一例) **<症状詳記>**
    - ① - D310の2 小腸内視鏡検査「2 カプセル型内視鏡によるもの」
    - ② - J007-2 硬膜外自家血注入
    - ③ - J118-4 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)
- 書面による請求の場合
  - 医科35万点以上・歯科20万点以上 **<日計表>**  
所定単位当たりの価格が205円以下の薬剤を除く全ての使用薬剤について、投薬、注射、処置及び手術の区分ごとに、各薬剤の日々の使用量を記載した日計表
- 治験に係る診療報酬請求において添付が必要(※) **<治験の概要>**  
※ 治験に係る診療については、保険診療との併用が認められている療養であり、診察料等の保険適用部分は保険外併用療養費として医療保険で給付されるため、治験の概要をレセプトに添付
- DPCLレセプトに添付が必要(包括評価部分に係る診療行為の内容) **<コーディングデータ>**

## 審査委員会から添付を依頼する資料について

### 審査委員会から特に確認を要する場合として添付資料を求める場合

算定された診療内容が一般的な診療内容と異なる（過剰な請求等）場合

- 手術時の特定保険医療材料の使用量について**手術後の画像**を確認
- 輸血の実施の適否を判断するためにヘモグロビン値を確認
- 救急医療管理加算（緊急に入院が必要であると認めた重症患者に算定できる加算）について、患者が重症かどうかを判断するために検査値を確認

算定された術式の確認が必要な場合

- 手術が適正な術式で請求されているかどうかをレセプトでは判断できない場合に、手術の内容を記録した**手術記録**を確認

高額レセプト（概ね6～8万点以上）の場合 **<症状詳記>**

(参考)

令和2年10月請求分(医科・DPC・歯科)における電子レセプトについて、検査データ、画像（写真・レントゲン写真）、手術記録・麻酔記録が添付された件数（審査委員会からの依頼分と医療機関の任意提出を含む）

茨城支部：46件（検査データ：1件 画像：16件 手術記録・麻酔記録：29件）  
電子レセプト請求 977,401件 0.005%（請求1万件当たり1件未満）

広島支部：69件（検査データ：17件 画像：30件 手術記録・麻酔記録：22件）  
電子レセプト請求 1,095,848件 0.006%（請求1万件当たり1件未満）

### Ⅰ ガイドラインと保険診療の関係性について

- 一部のガイドラインや指針については、保険診療ルールで明確に位置づけられている。
- ガイドラインの作成主体は、国の検討会、学会などの学術団体など国内外の様々なケースが存在。その含まれる内容については、個別の項目ごとに根拠となるエビデンスレベルが様々なものがある。
- 審査を実施するにあたり、保険診療ルールで定められたことを前提に、その内容にあてはまるかどうかを実際に行われていた診療の医学的妥当性について、一般的に活用されているガイドラインなどの最新の医学的知見など参考にして判断。
- そのため、エビデンスレベルの低いガイドライン等、保険診療ルールで位置付けられていないガイドラインについては、ガイドラインの内容、患者の状態などを考慮し、個別に審査する必要がある。

## 支払基金における審査へのデータ活用例

### 支払基金における審査へのデータ活用例

- 既に支払基金では、医薬品（適応病名、用法、用量、禁忌）や診療行為（適応病名）の情報を電子的に組み込んでコンピュータチェックとして審査に活用している。
- 具体的に医薬品の適応の例では、全医薬品23,856（※）のうち、13,011の医薬品に対する適応病名を格納し、コンピュータチェックを実施。今後、原審査・再審査の審査結果データを分析した上で、医薬品の適応については100%を目指している。

（※）一般的に医薬品（薬価基準収載医薬品：医療用医薬品として官報告示されている）の数は1万6千程度であるが、支払基金では医療機関からの月遅れ請求を踏まえ、過去3年前のデータまで保有しているため、医薬品が2万4千となっている。

### 診療データの審査における活用の現状と課題

- 審査に有効か否かという観点で、添付する診療データを検討
- 実際にレセプトに診療データ等を試行的に添付してもらい、審査結果を検証したうえで、審査に有効なデータの添付を拡大していくことが現実的
- レセプト請求に診療データを添付する根拠、試行的に実施する場合に係る費用負担の課題整理が必要